

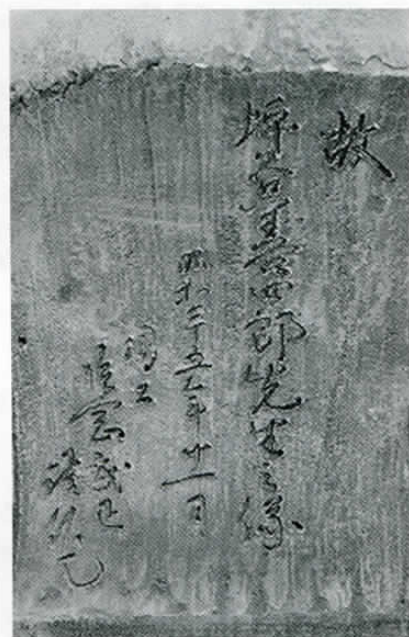
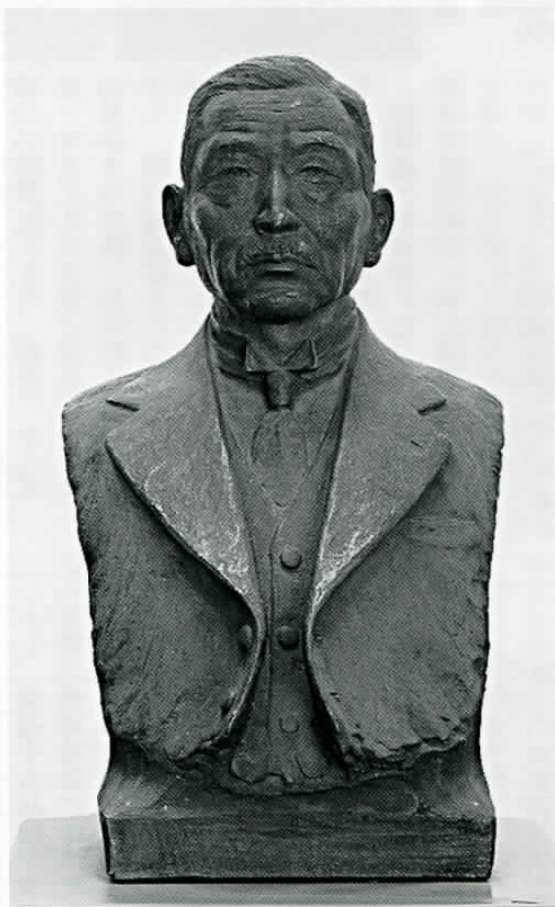
かも 市史だより

平成30年10月

No.38

◆編集発行 加茂市幸町二丁目3番5号 加茂市教育委員会内市史編さん室 ☎0256(52)0080 内線480

■ 陣ヶ峰瓦の陶工作 坪谷善四郎像 ■



▲ 坪谷善四郎像 正面（中央）と背面（右、各渡辺康文氏撮影）。左は遺影

加茂市立図書館に、狭口村出身の実業家・文筆家で図書館創設に功勞のあった坪谷善四郎（一八六二～一九四九）の胸像が伝わっています。像は銅製で、礼服を身に着け、顔を上げて前方をみつめた姿で、額と頬には皺が刻まれ、目尻もやや下がるなど老境に入った姿をしています。像の背面に、昭和二十五年（一九五〇）十一月の年月と「陶工片岡武正謹んでこれを作る」と読める銘文が刻まれ、善四郎が没した翌年制作された経緯がわかります。胸像には説明が付き、片岡は加茂陶芸倶楽部の会員で、本像の寄贈者は大湊菊次郎となっています。

菊次郎は、歴史ある陣ヶ峰瓦の製造業者です。片岡もまた陣ヶ峰瓦の陶工で、原型を制作し、菊次郎が自ら経営する瓦工場で铸造したと思われます。

図書館には、モーニング・コートを着て勲章をつけた善四郎の写真が残っています。頬の張りなどは胸像よりふつくらして若くみえますが、頭髮や額の皺、口元と顎の髭など老成した表情、それに服装は胸像と似通っています。制作にあたり、片岡はこの遺影を参考にしたと考えられます。善四郎の遺徳と陣ヶ峰瓦の製造技術を伝える作品です。

（文化財部会 羽二生寛興）

稲の品種

「西国」「武蔵」「能登」「銀山」「とちわせ」、いずれも江戸時代の市域で栽培されていた稲の品種です。江戸時代の村々で作られていた稲の品種についてみてみましょう。

江戸時代も末の嘉永七年（一八五

四）、村松藩領長谷村の泉田家では、上方・中田・上岡田にある三か所の田んぼ一七枚に一三品種の稲を植えていました（表1）。上方には五枚に早稲の「白わせ」や「むさし」など五品種、中田は四枚に「あかなかて」など六品種、上岡田は八枚に晩稲の「文隋」など八品種を植えています。田んぼ一枚ごとに別の品種を植えていたことがわかります。

文化四年（一八〇七）、三日月藩領下条西村の永井家では、早稲の「越

中早稲」と「久七餅」を栽培して

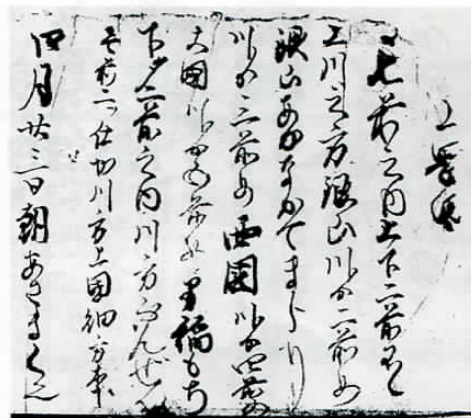
いましたが、多く作付けしたのは晩稲の「能登」でした。「能登」や「武蔵」など、この市域に地名のついた品種があるのは、他所から種子を手し、増収をめざしたことを窺わせます。

文政十三年（一八三〇）に著された『北越新発田領農業年中行事』『日本農書全集』25）に、新発田藩領の農業の様子が記されています。市域（加茂組・鶴森組）については記載がありませんが、同じ品種でも地域

によって呼び名が違うこともあり、新津組で作られていた「能登白」「大能登」は、永井家における「能登」と同一品種だったと思われます。「能登白」は古くから作られていて土質に合い、相当の深田でもよくできるとされてきました。新津組で作られた、「白早稲」「赤中稲」「文隋」などは、泉田家でも作付けしています（表2）。

しかし、共通する品種が少なくない一方で、地域独自に作つたらしい銘柄も含んでいます。品種はみかけの違う籾を選別して栽培していくことで増えました。いくつかの品種を作ることで、収穫皆無の危険性を減らすことができました。

下条西村の田植えは半夏生（太陽暦で七月二日ごろ）から二十日ほど前、六月上旬にっていました。稲刈りは、早稲が彼岸の内に刈り終わ



▲「農業方覚帳」 嘉永7年（1854）
（長谷 泉田九郎氏所蔵）

表1 長谷村泉田家の稲

字(枚数)	場所	品種
上方 (5枚)	上の川の方	とちわせ
	上の山方	上国
	三枚目の川の方	むさし
	中 山方	大国 白わせ
中田 (6枚)	一番上	白わせ 黒もち
	二枚目	むさし
	三枚目	とちわせ あかなかて
	四枚目	四国
上岡田 (8枚)	上川の方	銀山
	川より二枚目	銀山 あかなかて
	川より三枚目	西国
	川より四枚目	大国
	川より五枚目	早稲もち
	二枚目の内川方	ふんぜん
	一枚二つ仕切り 川方 上田畑方	上国 □□

泉田九郎氏所蔵「嘉永7年農業方覚帳」より作成

表2 新津組の稲

種別	品種
早稲	八八日 津軽 白わせ 黒わせ 黍わせ
中稲	白川 丹後 赤中稲 かが坊 京かのこ
晩稲	早のと 勘四郎撰出し 荒木 穀泉 七福 ぶんすい (文隋) 能登白
糯米	巾着 高田餅 とう黒 きんし ち 月山 芽黒

『北越新発田藩領農業年中行事』より作成

晩稲は彼岸を二十日ほど過ぎてから始めています。土質や水かかり、日当たりなどを考慮し、早稲・中稲・晩稲を植付けていたと考えられます。下条西村で晩稲が多かったのは、多収穫を期待できたからだと考えられます。百姓に質素儉約を命じた宝永三年（一七〇六）の新発田藩の条目では、朝夕の食事は粥・雑穀とし、米食を禁じて粗食を旨とすることを命じています。しかし、田起こしから田植えまでの期間は別で、昼は握り飯とされています。米食を許すほど田植えが重労働であったことを示しています。早稲・晩稲を取り混ぜて、多くの品種を作ることは、田植えや稲刈りなどの時期を分散させ、冷害や病虫害を少なくするとともに、ハゼに架けて乾燥させる越後特有の事情もありました。

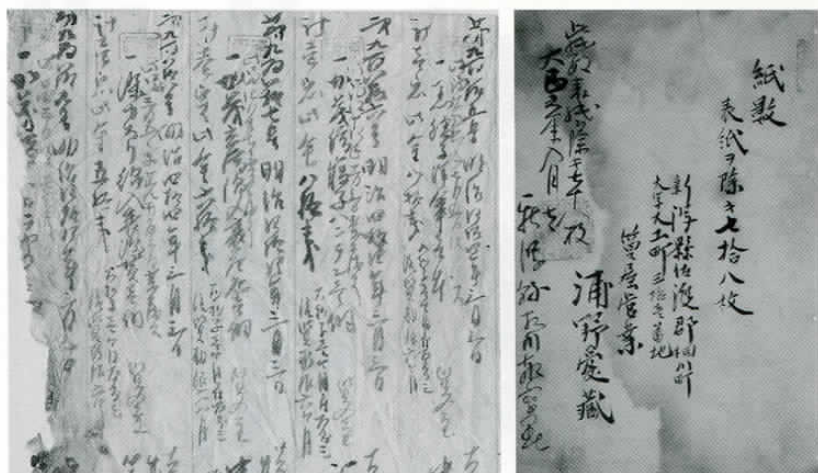
（近世部会 池田 茂）

佐渡島で流通した加茂縞

市域特産の加茂縞が各地へ移出されたのは、従来から知られていました。しかし、加茂縞を受容した側の実態はよくわからずにいました。以下では、佐渡に残された質屋の台帳から誰が、どのように加茂縞を求めたかを探ってみます。

近世・近代の相川町（佐渡市）は、佐渡金銀山で働く労働者が多く住んだ町として知られています。この町

の質屋に伝来した明治・大正時代の台帳の一部が残っており、佐渡島の庶民が加茂縞を求めた様子の一端を教えてください。



▲ 質屋台帳 表紙（右）と本文（筆者所蔵）

台帳は一枚ずつほぐされていますが、もとは和紙を中央で二つ折りにし袋綴じされていました。表紙には、「表紙ヲ除キ紙数七十八枚」と枚数を記すほか、「相川町大字大工町三拾壹番地」の住所と「浦野愛蔵」の名前が入り、「大正六年八月起」の年号も書かれています。

一方、本文には明治四十四年（一九一）及び大正八年（一九一九）九年の年号がみえ、実際には表紙の年号を遡る明治の末年から大正九年頃にかけて質入れされた品々を記録したことがわかります。

このうち明治四十四年の台帳は、三分が残っています。中身をみると、「加茂縞寝子ハン

テン」「加茂立縞綿入裏花色」「加茂ハンチャク」「加茂縞羽織裏サラサ」「加茂縞立テ筋モジリ拾」など、衣類を扱った五二件中一一件に「加茂」もしくは「加茂縞」の文言が入っています（表）。残る四一件の記事は、「立テ縞」「男拾」など産地を省略して書いており、実際にはもつと多くの加茂縞製品が質入れされていたでしょう。この記録から、佐渡島で明治末年までに加茂縞が大量に流通したことがわかります。

加茂縞の入質者は男性より女性が目立ちますが、衣類を質入れた五二件をみると男性の利用も少なからずあり、男女の違いはそれほど考慮する必要はないかも知れません。しかし、質入れの内容は注目できます。一般に、加茂縞は廉価で堅牢な仕事着で、普段着使いが多いとされています。ところが、入質された一一件には大人用の拾と羽織、子ども用の拾と羽織が含まれています。このことは、加茂縞の着物がお祝いやハレの日にも着用されたことを示しています。

台帳上、質入れ品の多くは「女拾」「綿腰巻」「染カスリ」のように一般名称を記録するのみで、産地の手掛かりはほとんどみえません。しかし加茂縞は異なり、ハンテンとかハンチャク・羽織といった形状（用途）を産地とセットにして書いています。明治時代末年の佐渡島では、加茂縞が一種のブランドとして流通していたのでしょう。

ただ、大正八・九年の記事に目を転ずるとこうした傾向は顕著に変わり、衣類を扱った一一三件のうち、加茂縞であることを明記した記録は一件しかありません。この変化が生じた理由は定かではありませんが、加茂縞が広く行き渡った結果ブランド性が減退したこと、仕事着や普段着の産地がほかにも現れたこと、社会が豊かになり、衣類が消費財としての性格を強めたことなどが考えられます。

表 加茂縞の入質品

記事	性別	年齢
加茂縞寝子ハンテン	女	51
加茂立縞綿入裏花色	男	—
加茂 ハンチャク	—	—
加茂立縞拾・加茂縞羽織裏サラサ	女	28
加茂縞小供拾・綿入	女	28
加茂縞小供綿入・加茂縞小供羽織	女	28
加茂立縞模様女ハンチャク	女	28
加茂縞立テ筋モジリ拾	女	30
加茂縞羽織裏サラサ	—	—
加茂縞羽織裏サラサ	女	24
加茂縞 単衣物	女	30

表 国・県による娯楽産業の統制

年月	内容
昭和13年 8月	新潟県警察部、カフェー・料理屋等の新設や拡張を禁止
昭和15年 3月	新潟県、飲食業者等の営業時間を業種により一律に統制する
昭和19年 3月	国が高級料理店・カフェー・芸妓置屋等の一斉休業措置を発令
昭和20年 2月	内務省が映画館整備を実施、中野館が休止館となる

『新潟県警察史』（昭和34年刊）より作成

社会情勢の緊迫化

一般に、冠婚葬祭は前例や慣習を重視して行われます。しかし、戦争は物心両面で窮迫をもたらし、婚儀も変化を余儀なくされました。ここでは、激動期の婚礼事情を紹介します。

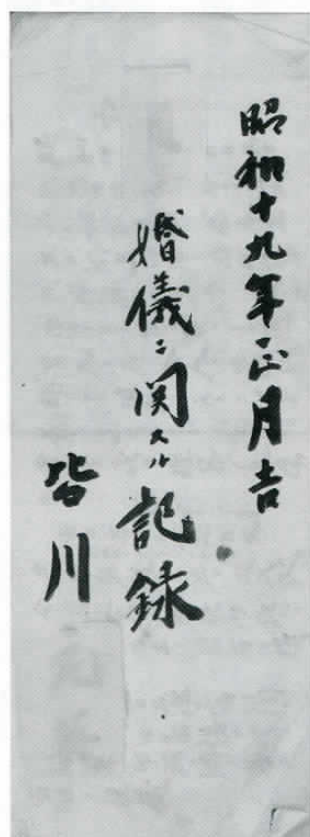
戦中・戦後の婚礼事情

茂劇場・中野館）のうち中野館は休止され、一館になりました。

この間、料理・飲食業も次第に営業の自由を奪われました（表参照）。昭和十九年三月四日、国は「高級享楽停止二関スル具体的要綱」という法令を発令し、料理店や芸妓置屋・カフェー・バーなどが休業させられました。加茂町でも四〇もの飲食業者が転廃業を余儀なくされました。これらのことが、婚礼のあり方に大きな影響を与えました。

終戦最末期の婚礼事情

皆川家は、五番町にあった機業家の分家です。息男が嫁取りをするこ



▲ 婚礼記録（岡ノ町 皆川 元氏所蔵）

とになり、昭和十九年一月二十九日に新潟市の令嬢宅へ嫁入りを申し入れ、後日応諾の返事を得ました。二月十九日、両家は決め酒をし、改めて婚儀を正式に整えることを申し合 わせます。二十六日には料理人や髪結いなどの人員を手配し、翌月一日に再度打ち合わせて三月十五日結納、四月三日婚礼の日程を立てました。

皆川家では、伝統に基づき約六〇名を招待して披露宴を開く準備を進めていました。しかし、披露宴は突然中止されました。その理由は、加茂町料亭の休業にありました。そこで、四月三日の婚礼は自宅座敷に変更し、参列者の規模も大きく縮小して近親者だけとなりました。

婚礼記録は、「戦時措置法」ノ発動ニヨリ、三月五日以降料理店ノ臨時休業下令等時局緊迫ノ様相二ツキ、本来ナラバ左記ノ人々ハ披露宴ニ招待スベキモノナレドモ之レヲ取止メ、左ノ如ク処置ス」とこの間の事情を伝え、招待できなかった人々には記念品を贈っています。いかに料理店等の廃業が突然で、影響が大き

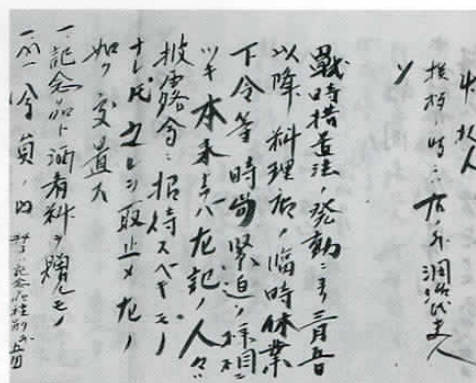
婚儀の変貌

かつてかが窺えます。

窮乏生活のなかで行われた婚礼の体験談には、こと欠きません。着物は切符制で買えず姉のものを借りたとか、モンペ姿で嫁入りした、などの証言です（若宮町 丸山隆平氏・セツ氏談）。

戦後はいつそう窮乏が進み、筆筭や鏡台・嫁衣装などは米と交換してようやく入手したといえます（中興野 青柳健作氏談）。祝いごとには酒がつきものですが、清酒でなくどぶろくだったとか（北潟 間津一氏・藤本金次郎氏談）、統制が厳しく、町役場からの贈り物でようやく婚儀を遂げたなどの体験談も残っています（上仲組 早川新策氏談）。このように、戦争により婚姻儀礼は大きな変貌を遂げました。

（民俗部会 岩野生子）



▲ 婚礼記録より料理店廃業の記事